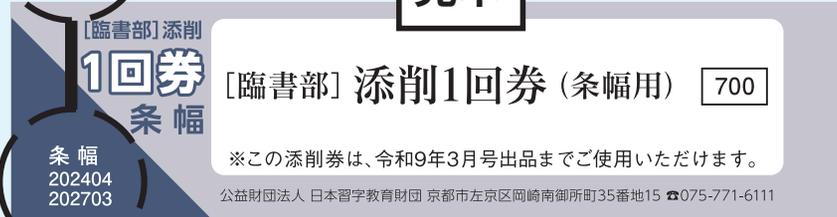
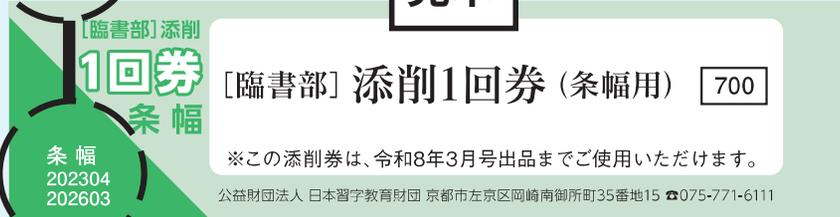
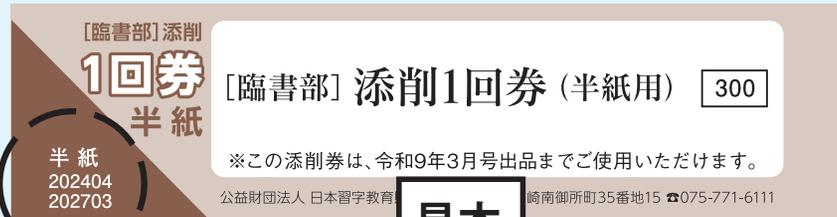
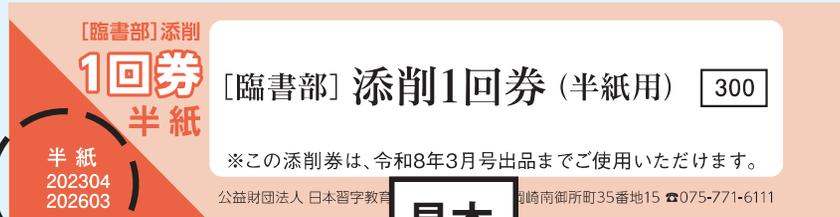


令和5年度・6年度発行の『臨書部添削券』 払戻しについてのお知らせ

【令和5年度発行臨書部添削券】



〈払戻しの対象となる券面の見本〉

左下に記載の「有効期限」をご確認ください。

ご利用終了日

令和7年4月30日(水)

※令和7年3月号作品出品まで



払戻し申請期間

令和7年5月1日(木)～
令和7年7月31日(木)

当日消印
有効

※この期間内に申し出いただかなかった場合、当該払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

ご利用終了日後の上記臨書部添削券の取扱いについて

未使用の当該臨書部添削券につきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記のとおり払戻しを行います。当該添削券をお持ちのお客様は、申出期間内に払戻しの手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。なお、令和5年度・6年度発行分以外の臨書部添削券は払戻しの対象外ですのでご注意ください。

申請方法 右記用紙に必要事項をご記入の上、未使用の令和5年度・6年度発行の臨書部添削券とともに日本習字教育財団 企画編集部編集課(〒606-8334 京都市左京区岡崎南御所町35-15 観峰会館)へご郵送ください。
※各研修所、各事務所の店頭での払戻しは一切いたしておりませんので、ご注意ください。

払戻方法 当該添削券と引き換えの上、額面通りの金額を振込いたします。また、ご郵送頂いた際の郵送料及び振込手数料が発生する場合は、当財団にて負担いたします。
※多数のお申し出が集中することが予想されますので、事務処理の都合上、払戻までにお時間をいただく場合がございます。また、用具代金等との相殺はいたしません。

払戻時期 令和7年5月1日(木)以降、順次払戻しを行います。

払戻しができない添削券 ①使用済み添削券 ②払戻し対象でない添削券 ③毀損が著しく判別できないもの ④3分の1以上が滅失している添削券 ⑤偽造されている添削券 ⑥その他、「払戻方法」に不備があるもの

ご郵送先及びお問合せ先

公益財団法人 日本習字教育財団 企画編集部編集課

〒606-8334 京都市左京区岡崎南御所町35-15 観峰会館

令和5年度・6年度 発行分 添削券払戻申請書

台帳番号	-	申請日	年 月 日
お名前	(フリガナ)		
ご住所	(〒) (日中のご連絡先TEL)		
添削券の内訳	半紙1回券	枚数	払戻金額小計 (×300) 円
	条幅1回券	枚数	払戻金額小計 (×700) 円
		枚数	払戻金額合計 円
		枚数	払戻枚数合計 枚

↓下記のどちらかにご記入ください。↓

ゆうちょ銀行以外の金融機関の振込先口座			
金融機関名	預金種別	口座番号	
銀行 倉庫 信用金庫 ()	本店 支店 出張所	普通 当座	
請求金額	口座名義		
※金額の頭に「¥」をご記入ください	(フリガナ)	申請者との続柄	

ゆうちょ銀行の振込先口座			
通帳記号	通帳番号(右詰め)	請求金額	
		※金額の頭に「¥」をご記入ください	
口座名義			
(フリガナ)	申請者との続柄	受付	
		※	※

※お預かりした個人情報、払戻しに関する業務の目的以外には利用いたしません。

※欄は記入しないでください。